

大分県報

平成二十五年
第二四五号
三月十二日

（火曜日）

目次

告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一
- 生活保護法等による指定介護機関の廃止……………一
- 生活保護法等による介護機関の指定……………一
- 生活保護法等による指定介護機関の廃止……………二
- 生活保護法等による指定介護機関の名称変更……………三
- 生活保護法等による施術者の廃止……………三
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………三
- 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………四
- 廃止処分場の指定区域の指定……………八
- 指定予定保安林（三件）……………九
- 廃川敷地等の発生……………一〇
- 労働委員会告示……………一〇
- 大分県労働委員会あつせん員候補者……………一〇
- 公 告……………一一
- 争議行為の予告……………一一

○告示

大分県告示第七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広瀬 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
フレンド歯科	医療法人ハートニング・ヘルスケア	豊後大野市三重町赤嶺二〇五六番地	平二五・一・四
吉田歯科医院	吉田 一	佐伯市城下西町二一六〇	平二五・一・一六
そうごう薬局国東店	総合メディカル株式会社	国東市安岐町下原一二九二	平二五・二・一

大分県告示第七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広瀬 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
安達医院	安達 治夫	竹田市大字玉来九七八	平二四・一二・二五
吉田歯科医院	吉田 修	佐伯市城下西町二一六〇	平二五・一・一
有吉大阪堂薬局	有吉 輝代	中津市上宮永四一三一六	平二五・一・一
古川歯科医院	古川 三千雄	白杵市二王座塩田二九二	平二五・二・一六
別府よしむら薬局	有限会社別府よしむら	別府市楠町四一一五	平二五・三・一

大分県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十

四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)に規定する介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、施設介護又は介護予防を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広瀬 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
スワロー薬局	別府市石垣東一〇丁目二二三三	株式会社キッセイ	大分市金池町一―一三―九	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平二五・二・一
セントケア別府	別府市石垣西四丁目五番一―二九十九歩ビルF	セントケア九州株式会社	熊本県熊本市十禅寺一―三―一	居宅介護支援	〃
ホームヘルプサービス花しょうぶ	中津市下池永二二七番地一	有限会社ケ―シーシー	豊後大野市三重町市場一八七番地二	訪問介護、介護予防訪問介護	平二五・二・四
デイサービスセンター花しょうぶ	〃	〃	〃	通所介護、介護予防通所介護	〃
吉田歯科医院	佐伯市城下西町二―六〇	吉田一	佐伯市城下西町二―六〇	居宅療養管理指導	平二五・二・一
地域密着型特別養護老人ホーム安心院の郷妻垣	宇佐市安心院町妻垣四〇―一―番地	社会福祉法人安心会	宇佐市安心院町妻垣四〇―一―番地	地域密着型介護老人福祉施設	平二四・四・一
おさか養生園	豊後大野市三重町小坂一三一九番地	大分県福祉生活協同組合	豊後大野市三重町菅生一番地一五四	通所介護	平二五・一・二八
フレンド歯科	豊後大野市三重町赤嶺二〇五六番地	医療法人ハートニング・ヘルスケア	豊後大野市三重町赤嶺二〇五六番地	居宅療養管理指導	平二五・一・四

国東中央クリニック通所リハビリテーション	国東市国東町北江三二四五―四	医療法人輝生会	国東市国東町北江三二四五―四	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	平二〇・一一・二一
アイリスくにあきホームヘルプサービス	国東市武蔵町系原字上神手四―一二九番地	社会福祉法人虹の会	大分市横尾四四五一番地の	訪問介護、介護予防訪問介護	平二五・二・四
デイサービスセンターアイリスくにあき	〃	〃	〃	通所介護、介護予防通所介護	〃
リハビリ特化型デイサービスフィットネス場谷苑	速見郡日出町三八七八―九	社会福祉法人陽谷福祉会	速見郡日出町大字藤原五七〇八―三	〃	平二五・二・一
有限会社うの福祉サービス	速見郡日出町二五―二番地	有限会社うの福祉サービス	速見郡日出町三ノ丸二六七二番地	居宅介護支援	〃
シヨートステイすずらん	速見郡日出町藤原一六九一―番地の一	医療法人久寿会	速見郡日出町藤原一六九一―番地の一	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平二五・一・一

大分県告示第七十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項)により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定介護機関からサービスを廃止する旨届出があった。

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広瀬 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	廃止サービスの種類	廃止年月日
〃	〃	〃	〃	〃	〃

大分県告示第百七十五号	別府よしむら薬局	別府市楠町四一―五	有限会社別府よしむら	別府市楠町四一―五	居宅療養管理指導	平二五・二・二八
	宮野の家	豊後大野市三重町宮野一六八八	大分県福祉生活協同組合	豊後大野市三重町菅生一番地一五四	通所介護	平二五・一・二七
	フレンド歯科	豊後大野市三重町赤嶺二〇五六番地	立園隆右	豊後大野市三重町小坂四一〇九―一〇	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平二四・一二・三一
	ひだまり荘	由布市庄内町高岡四九一番地	ひだまり荘株式会社	由布市庄内町高岡四九一番地	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	平二五・二・二八
	デイサービスセンターアイリスくにさき	国東市武蔵町糸原四一二九番地三	株式会社ラビットハウス	大分市高尾台一丁目八番一四号	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	平二五・一・一五
アイリスくにさきホームヘルプサービス	”	”	”	訪問介護、介護予防訪問介護	”	
介護保険サービスアイリスくにさき	”	”	”	居宅介護支援	”	
国東中央クリニック通所リハビリテーション	国東市国東町北江三二四五―四	進輝政	国東市国東町北江三二四五―四	通所リハビリテーション	平二〇・一一・二〇	
有限会社うの福祉サービス	速見郡日出町二五―二番地	有限会社うの福祉サービス	速見郡日出町三ノ丸二六七	居宅介護支援	平二五・一・三一	

大分県告示第百七十七号	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関からその名称の変更があった旨届出があった。	平成二十五年三月十二日	大分県知事 広瀬 貞
	介護機関の名称	所在地	変更年月日
変更前	変更後	所在地	変更年月日
J A おおいた白杵福祉サービスセンター福祉用具販売事業所	J A おおいた南杵福祉用具事業所	白杵市大字江無田一三四三番地の一	平二五・一・一
”	”	”	”
<p>大分県告示第百七十六号</p> <p>生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の施術者から廃止の届出があった。</p> <p>平成二十五年三月十二日</p> <p>大分県知事 広瀬 貞</p>			
施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日
山口 祐史	みらい鍼灸接骨院	大分市大在中央二―二―一三 オクタヴィアル一F	平二五・二・一

平成二十五年三月十二日

大分県報（告示）

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成二十五年二月二十六日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 おおいた有機農業研究会

三 代表者の氏名

吉野 賢一

四 主たる事務所の所在地

大分市大字下郡千六百二番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は生産者・消費者に対して有機農業の普及に関する事業を行い、健康増進と環境保全に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

役員に関する事項の変更

総会に関する事項の変更

理事会に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更

公告の方法に関する事項の変更

大分県告示第七十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第一百十号)第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

佐伯市大字青山字ウキタ千六百六十一の二

戸田建設株式会社 九州支店 谷川トンネル新設工事作業所

所長 鈴木 寿人

2 特定事業場の所在地及び名称

佐伯市大字青山地内(国有林)

戸田建設株式会社 九州支店 谷川トンネル新設工事作業所

3 設置される特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第五十五号 生コンクリート製造業の用に供するパツチャープラント

種 能 力 類	種 類	力	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 の 季 節 的 変 動	汚水等の一日当たりの量		汚水等の状態の値						
									単 位	単 位	項 目	水 素 イ オ ン 濃 度	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	化 学 的 酸 素 要 求 量	浮 遊 物 質 量	窒 素 含 有 量	りん 含 有 量
									mg /l	mg /l	mg /l	mg /l	mg /l	mg /l	mg /l	mg /l	mg /l
パ ッ チ ャ ー プ ラ ン ト		二 五 m ³ /時 間				間 欠	三 時 間	な し	通 常	二 四	最 大	四 八	最 大	一 ・ 五	二 ・ 〇		
			平 二 五 ・ 四 ・ 二 三	平 二 五 ・ 五 ・ 一 一	平 二 五 ・ 五 ・ 一 三				通 常	一 二	最 大	一 三	最 大	一 〇	一 ・ 五		
									通 常	一 〇	最 大	一 五	最 大	一 〇	一 ・ 五		
									通 常	五、〇〇〇	最 大	六、〇〇〇	最 大	一 〇	一 五		

平成二十五年三月十二日

大分県報(告示)

		りん含有量	窒素含有量
		mg/ℓ	mg/ℓ
		一・五	一〇
		一・五	一〇
		二・〇	一五
		二・〇	一五

平成二十五年三月十二日

大分県報(告示)

5 排出水の量及び汚染状態の値	排水口名	一日当たりの排出水量		汚水等の状態の値														
		単位	値	項目	単位	値	項目	単位	値									
No. 1		通常	三・五〇	生物化学的酸素要求量	mg/l	一〇	化学的酸素要求量	mg/l	一〇	浮遊物質	mg/l	五	窒素含有量	mg/l	一〇	りん含有量	mg/l	一・五
		最大	七〇〇	生物化学的酸素要求量	mg/l	一五	化学的酸素要求量	mg/l	一五	浮遊物質	mg/l	一〇	窒素含有量	mg/l	一五	りん含有量	mg/l	二・〇
指定番号	指定する区域	埋立地の区分	<p>二 埋立地の区分</p> <p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。)第九条第五項(法第九条の三第十一項において読み替えて準用する場合を含む。)(の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場又は法第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する法第九条第五項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地</p> <p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)第二条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第三項(同法第九条の三第六項において読み替えて準用する場合を含む。)(の規定による廃止の届出があつた一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条の二第三項において読み替えて準用する同法第九条第三項の規定による廃止の届出があつた産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地</p> <p>ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第九十五号)第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の規定による届出があつた一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項の規定による届出があつた産業廃棄物の最終処分場のうち、平成四年七月四日以前に廃止されたものに係る埋立地</p> <p>エ 市町村又は埋立処分を業として行う一般廃棄物処分業者若しくは産業廃棄物処分業者が設置した許可又は届出の対象外の最終処分場(ただし、自らその事業活動に伴って生じた廃棄物を処分する用に供するものを除くものとし、法の施行前に埋立処分が開始されたものにあつては、法の施行の際現に埋立処分の用に供されていたものに限る。)(の</p>															
大分県告示第七十九号			<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。</p> <p>区域の範囲を表示した図面は省略し、大分県生活環境部廃棄物対策課において、一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十五年三月十二日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>															
大分県告示第七十九号			<p>二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所</p> <p>1 縦覧期間 平成二十五年三月十二日から同年四月一日まで</p> <p>2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び佐伯市役所</p>															
大分県告示第七十九号			<p>一 指定区域(廃止済産業廃棄物最終処分場)</p>															

うち、法施行後に廃止されたものに係る埋立地
オ 法第十九条の四の規定に基づく措置命令又は法第十九条の七の規定に基づく行政代執
行により遮水工封じ込め措置又は原位置覆土の措置が講じられた廃棄物の埋立地

大分県告示第百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水
産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大山町東大山字響岩山三八一四番一、三八一四番五から三八一四番七まで、三八
一四番一三、三八一四番一四、三八一七番、字大平三八一八番二、三八三五番一から三八
三五番三まで、三八三六番一から三八三六番三まで、三八三九番一、三八四〇番一、三八
四二番一、三八四三番一、三八四三番二、三八四五番一、字下ノ平三八六二番一、三八七
〇番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字響岩山三八一四番一四・三八一七番・字大平三八三五番一・三八四〇番一・三八
四二番一・三八四三番一・三八四三番二・三八四五番一（以上八筆について次の図に
示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部
森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水
産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

竹田市大字城原字穴畑二一番、二三番一（次の図に示す部分に限る。）、字穴井瀬二八
番三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字穴畑二三番一（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部
森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水
産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

豊後大野市犬飼町栗ヶ畑字中柚ノ木一九三三番四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第百八十三号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、大分県土木建築部河川課及び中津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 河川 of 名称

一級河川山国川水系西谷川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十五年三月十二日

三 廃川敷地等の位置

中津市本耶馬溪町落合字江後一二五八番三地先から

中津市本耶馬溪町落合字大門堂一二八六番一地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 七〇三八・〇八平方メートル

○労働委員会告示

大分県労働委員会告示第一号

大分県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

		平成二十五年三月十二日		大分県労働委員会会長 麻 生 昭 一	
		氏 名		現 職 及 び 前 歴	
赤松健一郎	大塚伸宏	則松佳子	神田健一	首藤浩二	吐合史郎
大分県労働委員会使用者委員 三和酒類株式会社代表取締役会長	大分県労働委員会使用者委員 大分県経営者協会専務理事	大分県労働委員会労働者委員 大分県高等学校教職員組合書記長	大分県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会大分県連合会副会長 新日鐵住金大分労働組合組合長	大分県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会大分県連合会副会長 情報産業労働組合連合会大分県協議会議長	大分県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会大分県連合会副会長 日本郵政グループ労働組合大分連絡協議会議長
平二〇・二・一二	平二二・二・九	平二四・二・一四	平二四・一〇・二三	平二四・一〇・二三	平二三・一一・八
須賀陽二	佐藤トモコ	岩尾允子	鈴木木芳明	麻生昭一	須賀陽二
大分県労働委員会公益委員 弁護士	大分県労働委員会公益委員 元福岡労働局雇用均等室長	大分県労働委員会公益委員 元大分県立大分商業高等学校校長	大分県労働委員会会長代理公益委員 大分大学経済学部教授	大分県労働委員会会長公益委員 弁護士	大分県労働委員会公益委員 元福岡労働局雇用均等室長
平二二・二・九	平二二・二・九	平一八・一・二六	平二五・二・二六	平一八・一・二六	平二二・二・九
村田正利	須賀陽二	須賀陽二	須賀陽二	須賀陽二	須賀陽二
大分県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会大分県連合会会長	大分県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会大分県連合会会長	大分県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会大分県連合会会長	大分県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会大分県連合会会長	大分県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会大分県連合会会長	大分県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会大分県連合会会長
平二〇・一〇・一四	平二二・二・九	平二二・二・九	平二二・二・九	平二二・二・九	平二二・二・九

杉原正晴	大分県労働委員会使用者委員 大分交通株式会社代表取締役社長	平一四・二・五
田北裕之	大分県労働委員会使用者委員 大分製紙株式会社代表取締役社長	平二〇・二・一二
馬場ヒロ子	大分県労働委員会使用者委員 日本連合警備株式会社代表取締役社長	平二二・八・二四
山陰政伸	大分県労働委員会事務局局長	平二四・四・一〇
後藤敏男	大分県労働委員会事務局調整審査課長	平二三・一〇・一一

○公 告

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、大分県医療・福祉労働組合連合会委員長池田康夫から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 事件

賃金引上げ、労働条件の改善等の要求に関する件

二 日時

平成二十五年三月十四日午前零時以降本件の解決に至るまでの期間

三 場所

大分市古ヶ鶴一丁目一番十五号

大分健生病院

宇佐市大字南宇佐千六百五十五番地

宇佐病院

別府市光町十四番三号

山本病院

四 概要

同盟罷業を含むあらゆる形の争議行為を行う。

平成二十五年三月十二日

大分県報（労働委告示・公告）